

令和3年6月18日

第12回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和3年6月18日(金) 午後2時45分
2. 会 場 もちずり学習センター ホール
3. 出席委員 22名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      2番 佐藤 秀雄      3番 柴山 栄重  
4番 吾妻 良博      5番 加藤 良子      6番 中村 謙一  
7番 野崎 俊幸      9番 油井 妙子      10番 渡邊 俊春  
11番 大宮 篤司      12番 菅野 善晴      13番 菱沼寿美恵  
14番 渡邊 正芳      15番 尾形 寅昭      16番 古関 恵子  
17番 関 健一      18番 安田 善喜      19番 渡邊 友一  
20番 黒澤喜久夫      22番 阿部 哲也      23番 宍戸 薫  
24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員      8番 浪岡 真澄      21番 齋藤 貴裕
6. 事務局の出席者  
事務局 長      高橋 善則  
次長兼庶務係長      佐藤 邦彦      主 査      齋藤 明子  
農地係 長      猪本 由美子      副主査      菅野 貴裕

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 現況確認証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長  
会長  
事務局長  
議長  
農地係長  
議長  
議長  
農地係長  
議長  
農地係長  
議長  
議長  
議長  
議長  
議長  
議長

ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。  
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

8番 浪岡真澄委員、21番 齋藤貴裕委員より欠席の旨届出がありました。  
事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第12回総会を開催いたします。  
福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。  
1番：小山正雄委員、2番：阿部哲也委員を指名いたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主査を指名いたします。  
福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。  
会期は、本日16時45分までとしたいと思います。ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

ご異議ございませんので、会期は本日16時45分までと決定いたします。  
議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(115件)】  
合計115件、令和3年6月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議案第1号について事務局の説明を求めます。  
2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転12件、賃借権設定8件、使用貸借権設定2件の計22件の許可申請で、市処分案件です。  
いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。  
区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長1番 (発言を求める。)

議長1番 (発言を許可する。)

整理番号1番の案件ではありますが、申請地は野菜の産地になっている地域であります。譲受人の法人代表者は、大変農業に熱心な方です。規模拡大を目指してこの地域に農地を求めてきゅうりのハウス栽培を行うものであります。周辺農地への影響も全くなく、譲受人の技術等にも問題は全くありません。そのようなことから区域協議会では許可相当と判断いたしましたところであり、ご審議よろしくをお願いしたいと思います。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長 6番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長6番（発言を求め。）
議長 6番	6番（発言を許可する。） 整理番号2番の譲渡人は15年前から体調を崩しており、申請地2筆のうちの1筆で譲受人が梨の耕作をしておりました。もう1つの土地は立木がありますが、耕起してももを耕作するというので区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号3番、整理番号3番から5番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長 9番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長9番（発言を求め。）
議長 9番	9番（発言を許可する。） 整理番号3番から5番についてですが、内容は記載のとおりでございます。整理番号3番の申請地は、現在農地としてきちんと保全管理をされておりますが、放っておけば荒地になるところでございます。譲受人が経営規模拡大のために求めるものです。整理番号4番については、今まで口約束で借りていましたが正式な手続きを取るものです。整理番号5番の譲受人は自宅近くに農地を集約しようというものです。いずれの案件も区域協議会では問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号4番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長 13番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長13番（発言を求め。）
議長 13番	13番（発言を許可する。） 整理番号6番の申請地は譲受人の実家の近くで、両親も農業をされており耕作可能であり、区域協議会では問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号6番、整理番号7番から4ページ11番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長 20番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長20番（発言を求め。）

議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号7番の案件は5年前から農地法3条の賃借をしていたもので、譲渡人からの要望があり所有権移転をするものです。現在も畑として耕作されている状況です。整理番号8番と9番につきましては、自作地相互の交換ということでございます。以前からお互いの自宅に近く、自作地に隣接しているということから交換して耕作していましたが、所有権を移転してちゃんとしておきたいということでお互いの話がついたそうでございます。整理番号10番につきましては、譲渡人が農地と実家を相続しましたが、現在実家は空き家になっており、そこを譲受人が買い取って新規営農を開始するという案件でございます。整理番号11番につきましては、譲渡人と譲受人は遠い親戚にあたり、売買することになったということでございます。自宅から農地へ十分に通えるということです。以上いずれも区域協議会では問題ないと判断いたしました。よろしく審議をお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号12番から6ページ22番までの11件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求め。）
議長	22番（発言を許可する。）
22番	整理番号12番、14番、15番、16番、17番の案件は譲受人が同一の人であります。水稻とりんごを栽培している60代前半の精力的に農業をされている方です。譲受人の父親の代から口約束で耕作していた農地であります、それぞれきちんと契約をするというものでございまして問題ございません。次に整理番号13番の案件は、譲渡人と譲受人は親戚関係でございまして、譲受人の自作地付近で栗、もも、柿などの栽培を継続するために便利ということで所有権移転になっております。これも問題ございません。整理番号18番は空き家と共に農地を取得するものです。宅地を通らないと耕作できないということで現場確認の上、問題ないと判断しております。続いて整理番号19番、20番、21番、22番についても今回正式な賃借権・使用貸借権設定ということです。以上区域協議会ではいずれも問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から22番までの22件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	7ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農

	条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	22番（発言を許可する。）
22番	申請人のお兄さんが本家で農業をされており、本家から相続で分けていただいた土地に新たに住宅を建てるというもので、現場確認の上、区域協議会では問題ないと判断しました。よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
農地係長	8ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、賃借権設定2件、使用貸借権設定2件の計9件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	整理番号1番の案件ですが、内容としては記載のとおりであります。譲受人の会社は以前から解体及び修理業をしておりました。最近業務増加があり、周囲の細長い隣接地を転用して対応したいというものであります。申請地は以前から敷砂利されており、農地に復元することは現実には困難というような状況にあります。周辺への影響もなく、現状から考えて転用はやむを得ないと判断いたしました。整理番号2番については一昨年の台風による災害復旧のため、10月まで残土置き場、資材置き場として活用させていただきたいということがあります。これもやむを得ないと判断しました。以上いずれも区域協議会では適当な内容であると判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	6番（発言を許可する。）
6番	整理番号3番について調査書のとおりでございますが、申請地については譲受人の自宅続きの土地になります。物置と車庫を建てるということで今回の申請に至りました。周辺については住宅が点在しており、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号4番から9ページ7番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	9番（発言を許可する。）
9番	整理番号4番、6番、7番については、いずれも譲渡人と譲受人は親子関係にありまして、周辺に及ぼす影響はないと判断されました。整理番号5番につきましては、国道沿いで耕作されていない土地が広がっている一角であり、周辺に影響を及ぼすことはないと判断されました。審議のほどよろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	整理番号8番について説明いたします。申請地区は東北本線の駅と国道の近くでありまして、周りかもう住宅化しているところでございます。区域協議会では問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	この申請地は三辺が住宅地に囲まれた農地であります。細長くて利用価値としては駐車場しかないということで、譲受人が駐車場として利用する案件です。区域協議会では問題ないと

	判断いたしました。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から9番までの9件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	10ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた事業計画期間が変更となったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	先ほど議案第3号でも話がありましたように、この地区は河川の災害復旧が大変遅れております。復旧工事遅れのため9か月ほど期間を延長するものであります。区域協議会ではやむを得ないと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
農地係長	11ページをご覧ください。議案第5号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。 区域番号3番、整理番号1番から19ページ43番までの43件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長（会長）	会長職務代理23番
会長職務代理	23番
23番	整理番号24番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
会長職務代理	議事を一時休議します。23番、一時退席願います。

23番 会長職務代理 〔一時退席する〕  
 それでは、農業委員会等に関する法律第5条及び福島市農業委員会会議規則第5条により、  
 暫時議長を務めさせていただきます。  
 議事を再開します。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長 議長9番（発言を求める。）  
 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号1番から42番までの案件ですが、5月28日に区域担当委員と事務局の計4人で  
 現地を確認しております。吾妻開パのソーラー発電用地から外れたところとして、すでに売  
 買契約は成立している場所となっております。現地全てを確認したいところですが、入れな  
 いほど山林化している状態であったということが区域協議会の中で報告されました。整理番  
 号43番についても、5月28日に区域担当委員と事務局で現地を確認しております。山沿  
 いで昭和60年頃から耕作されておらず、山林と一体化していることを確認しております。  
 ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 〔「異議なし」の声〕

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 区域番号6番、整理番44番の1件、判断基準の詳細は別添「議案書」のとおりです。よろ  
 しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長 議長20番（発言を求める。）  
 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号44番につきましては、3ページの整理番号10番の農地法3条申請関連でありま  
 す。この申請地については農地として認められない現況であるという報告がありましたので、  
 4月23日に区域担当委員と事務局で確認いたしまして山林と判断したところでございま  
 す。以上、よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 〔「異議なし」の声〕

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 区域番号7番、整理番号45番の1件、判断基準の詳細は別添「議案書」のとおりです。よ  
 ろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長 議長22番（発言を求める。）  
 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号45番ですが、先に出ました整理番号1番から43番の案件同様でございまして、  
 吾妻開パのパネルが建てられなかったところでもありますので問題ないと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、  
 ご異議ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 現況確認証明願出について、整理番号1番から45番までの45件、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	23番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
23番	(入室、着席する。)
議長(会長)	ここからは引き続き議長を務めさせていただきます。 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
農地係長	20ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分13件、34,212㎡、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。 21ページ、区域番号2番、整理番号1番および2番の2件、判断基準の詳細は別添「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番(発言を求める。)
議長	6番(発言を許可する。)
6番	整理番号1番について、利用権の設定を受ける者はこの辺りの農地を借り上げて大規模に経営している方なので、まず問題ないと思われます。整理番号2番については、利用権を設定する者が2～3年前から病気になり、昨年1年だけ設定を受ける者に田んぼをお願いしていたようですが、病気が回復しないということで、引き続きお願いしたという案件です。いずれも区域協議会では問題ないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番(発言を求める。)
議長	9番(発言を許可する。)
9番	整理番号3番の利用権の設定を受ける者は会社を営みながら米づくりを一生懸命やろうという方です。適正に耕作されるものと考えられ、問題はないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号4番から6番までの3件、判断基準の詳細は別添「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番(発言を求める。)

議長	13番（発言を許可する。）
13番	整理番号4番の利用権を設定する者は後継者がおらず、耕作してくれる人がいれば貸したいとのことであります。利用権の設定を受ける者は、若手で経営面積を増やしながら精力的に営農している方なので、区域協議会では許可相当と判断いたしました。整理番号5番と6番については、所在地の小字が別ではありますがだいたい同じ場所で、以前は別の方が耕作しておりましたが今回は利用権の設定を受ける者が引き受けることになったものです。後継者もあり、大規模経営している方なので許可相当と判断いたしました。審議のほどよろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号7番から22ページ10番までの4件、判断基準の詳細は別添「議案書」とおおりです。よろしくお願ひいたします。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	整理番号7番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。18番、一時退席願ひます。
18番	〔一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	17番（発言を許可する。）
17番	整理番号7番ですが、この土地を耕作していた方が急に亡くなったということで、急遽利用権の設定を受ける者に依頼し、水稻を作付けすることになりました。整理番号8番は高齢で耕作できなくなり、申請地付近の田んぼ一帯を耕作している法人に依頼したものです。整理番号9番、10番の利用権の設定を受ける者は酪農をやっており、今回の土地を借入し飼料用作物を作付けするものでございます。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号11番の1件、判断基準の詳細は別添「議案書」とおおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号11番につきまして、利用権を設定する者は農業をやっていたのですが会社員になりました。保全管理はしておりましたが、中間管理機構を通じて隣接する水田を耕作している地区の担い手にお願ひすることになったという案件でございます。問題はございませんの



慎重審議ありがとうございました。

これで、第12回総会を終了いたします。

(午後3時45分)

令和3年6月18日

これは、福島市農業委員会第12回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 1番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 2番 \_\_\_\_\_